

# 調査のしくみ

## 1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにし、産業施策、中小企業施策など、国や地方公共団体の行政施策のための基礎資料を得ることを目的とするものです。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的としています。

## 2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」として実施しています。

## 3. 調査の期日

平成 29 年 6 月 1 日

## 4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）を対象としています。ただし、平成 20 年調査以前は、西暦末尾 0、3、5 及び 8 年については全数調査を実施していました。

## 5. 調査の種類及び方法

- (1) 甲調査…従業者 30 人以上の事業所
- (2) 乙調査…従業者 29 人以下の事業所

調査方法は報告者の自計申告によります。

## 6. 集計の対象

本報告書は、日本標準産業分類に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所のうち、以下の全てに該当する製造事業所について市独自に集計し公表するものです。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ・従業者 4 人以上の事業所であること

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間の数値です。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値です。

## 7. 産業分類及び略称

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。また、本報告書の表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおりです。なお、日本標準産業分類の第12回改訂（平成20年4月1日適用）に伴い、平成20年調査から新産業分類が適用されています。

中分類番号	産業中分類	略 称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊 維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木 材
13	家具・装備品製造業	家 具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印 刷
16	化学工業	化 学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴ ム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄 鋼
23	非鉄金属製造業	非 鉄
24	金属製品製造業	金 属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産機械
27	業務用機械器具製造業	業務機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	その他

(2)「中分類18プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりです。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
		工業用模型	3295
かつら	3229	レコード	3296
時計側	3231	眼鏡	3297
楽器	324		

## 8. 集計項目の説明

- (1) **事業所数**は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値です。  
事業所とは、工場、製作所のような主として製造又は加工を行っているものをいいます。
- (2) **従業者数**は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値です。  
従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、以下のとおりに分けられます。
- ①個人業主及び無給家族従業者
  - ②有給役員
  - ③常用雇用者（正社員、パート・アルバイト）
  - ④臨時雇用者（雇用期間 1 か月未満または日雇い等）
  - ⑤出向・派遣受入者
- (3) **現金給与総額**は、平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間に支払われた常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計です。  
その他の給与額とは常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額などのことをいいます。
- (4) **原材料使用額等**は、平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計です。
- (5) **在庫額**は、従業者数 30 人以上の事業所を対象とし、製造品、原材料、燃料、半製品、仕掛品などで事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものです。また、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。
- (6) **製造品出荷額等**は、平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間における当該事業所の所有する原材料によって製造された製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず・廃物の出荷額及びその他収入額（転売収入額等）の合計です。ここで加工賃収入額とは他企業の所有する原材料を製造し、あるいは他企業の所有する製品、半製品に加工、処理をした場合に受け取った加工賃になります。
- (7) **有形固定資産の額**は従業員 30 人以上の事業所を対象とし、平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間の数値であり、帳簿価額によります。
- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。
    - ア 土地
    - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
    - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
    - エ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）
  - ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。
  - ③ 有形固定資産の除去額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

④ 有形固定資産に係る各項目については以下の算式によって導いています。

ア 有形固定資産年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除去額 - 減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額

ウ 投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

(8) **生産額**は以下の算式によって導いています。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

(9) **減価償却額**は従業者数 30 人以上の事業所を対象とし、平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間における数値で、帳簿価額によって記入したものです。

(10) **付加価値額**は以下の算式によって導いています。

①従業者 30 人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額}(\ast) + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

※:消費税を除く内国消費税額=酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

②従業者 29 人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} \end{aligned}$$

(11) **敷地面積**は、平成 29 年 6 月 1 日現在において、事業所が使用している敷地の全面積をいいます。賃借も含まれます。

(12) **工業用水**は、従業者数 30 人以上の事業所を対象とし、事業所内で工業生産のために使用された一日当たりの水量で以下のとおりに分けられます。

①公共水道（都道府県又は市区町村によって経営される工業用水又は上水道）

②井戸水

③その他の淡水

## 利 用 上 の 注 意

1. この結果報告は市の機械集計に基づいたものであり、経済産業省及び県で公表された数値と若干相違している場合があります。
2. 本書に掲げた数値は、単位未満の四捨五入等により内訳と総数が多少符合しない場合があります。
3. 統計中「－」は皆無または該当しないもの、「…」は不詳あるいは未集計を、「0」は単位未満を、「△」はマイナスを表しています。
4. 事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合は「X」で表し、その秘匿した数字は合計に含めました。また集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、各統計表の関連から秘匿したものもあります。
5. 本報告書において、平成28年の数値は平成28年経済センサス-活動調査（6月1日現在）の結果を栃木県が独自に集計した「**栃木県の工業**」〈平成28年経済センサス-活動調査（製造業）結果報告書〉（栃木県ホームページ掲載）から引用しています。
6. 統計表ごとの出典は以下のとおりです。

小山市の工業	出典元	引用統計表
調査結果の概要 7	「栃木県の工業」	第05表 市町別・産業分類別統計表
第1表	平成29年工業	第04表 市町別統計表
第2表	「栃木県の工業」	第05表 市町別・産業中分類別統計表
第4～8表	平成28年経セン	第06表 市町別・従業者規模別統計表

7. 全国及び地域別の結果につきましては下記のホームページをご参照ください。  
インターネットで「工業統計調査」と検索  
→ [工業統計調査 | 経済産業省をクリック](#) → [統計表一覧](#)